

消費税の引き上げに伴う

臨時福祉給付金(簡素な給付措置) 子育て世帯臨時特例給付金

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)は、消費税率が8%に引き上げられたことにより、所得の低い人が受ける負担の影響を考慮し、支給されるものです。

◆ 支給対象者

平成26年度市町村民税(均等割)が課税されない人。
ただし、課税される人の扶養親族や生活保護を受けている人などは対象となりません。

◆ 支給額

1人につき1万円。
老齢基礎年金や児童扶養手当などを受給している人は、5千円を加算します。

◆ 申請手続

申請先は、基準日となる**平成26年1月1日時点**で、住民票がある市町村です。

本市での**申請受付は7月1日から**です。

支給対象となる可能性がある人には、6月下旬に申請書を送付します。詳しい申請方法などは、申請書に同封したチラシに掲載しています。

◆ 申請先

臨時福祉給付金支給事業推進室(本庁1階東側)
各支所 市民福祉課(鏡支所は健康福祉課)



問合せ

臨時福祉給付金支給事業推進室 ☎ 31-1077

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率が8%に引き上げられたことにより、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをする観点から、臨時的に支給されるものです。

◆ 支給対象者

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)受給者のうち、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人

◆ 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童および生活保護を受けている児童は対象となりません。

◆ 支給額

対象児童1人につき1万円

◆ 申請手続

申請先は、基準日となる**平成26年1月1日時点**で、住民票がある市町村です。

本市での**申請受付は6月2日から**です。

本市から1月分の児童手当を受給した人には、5月下旬に申請書を送付しています。詳しい申請方法などは、申請書に同封したチラシに掲載しています。

公務員の人は、勤務先から配布された申請書などで手続きをお願いします。

◆ 申請先

こども未来課
各支所 市民福祉課(鏡支所は健康福祉課)



問合せ

こども未来課 ☎ 33-8721



6月は「児童手当・特例給付現況届」の提出月です

児童手当・特例給付を受けている人は、毎年6月に「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要です。

6月1日前後に、現況届の用紙を送付します。必要書類を添付して、本庁こども未来課または各支所市民福祉課(鏡支所は健康福祉課)へ提出してください。

この届の提出がないと、6月分以降の手当の支払いができませんので、ご注意ください。

提出期限 6月30日(月)